

公立沖縄北部医療センター  
国への要請について

---

令和6年11月7日協議会  
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局  
(沖縄県医療政策課)



# 1. 8月要請の報告

令和6年8月6日、7日に、整備協議会一体となった要請を実施。

## 【内閣府特命担当大臣あて】(要請記書き)

- 1 北部医療圏唯一の基幹病院となる公立沖縄北部医療センターの整備等について、北部地域への安定的な医療提供体制を確保するため、所要の財政措置を講じること。
- 2 医師確保の中核施設として公立沖縄北部医療センターに設置する「琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)」における臨床研修、教育・研究活動等に対する所要の財政措置を講じること。

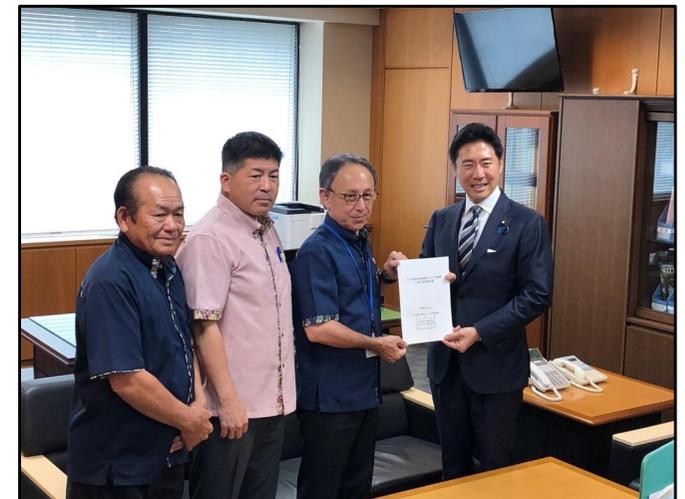
## 【厚生労働大臣あて】

- 1 沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院を統合して整備する公立沖縄北部医療センターについて、北部地域への安定的な医療提供体制を確保するため、地域医療介護総合確保基金の増額等を含め、所要の財政措置を講じること。
- 2 2025年における病床の機能区分ごとの必要量を定めた地域医療構想に対する地域医療介護総合確保基金等の財政支援制度については、2028年度開院を目指している公立沖縄北部医療センターの整備に継続して活用できるよう、制度の延長を行うこと。

自見はなこ内閣府特命担当大臣への要請(8月6日)



塩崎彰久厚生労働大臣政務官への要請(8月6日)



# 8月要請における各府省コメントの報告

---

## 【内閣府 自見特命担当大臣】

- 公立沖縄北部医療センターは、沖縄北部地域の生活圏になくなくてはならない病院となるものと考えており、着実に実現に向けて取り組んでいきたい。
- 医師確保の中核施設となる琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)についても確実に支援できるように取り組んでいきたい。

## 【厚生労働省 塩崎厚生労働大臣政務官】

- 資材高騰に伴う建設費の増が病院整備の足枷にならないようしっかりサポートしていきたい。
- 地域医療構想は2025年が区切りとなっているが、地域医療介護総合確保基金については2026年まで活用していただけることとしたところ。
- 厚生労働省においては、2040年までを見据えた次の地域医療構想の議論をさせていただいているところであり、その中で、2025年以降の必要な支援の枠組みについてもしっかり検討させていただきたいと考えている。

## 2. これまでの国の対応について

### 【内閣府】

- 令和7年度沖縄振興予算概算要求において、公立沖縄北部医療センターに設置する「琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)」に対する特段の財政措置は要求されなかった。

### 【厚生労働省】

- 公立沖縄北部医療センターの整備財源となる地域医療介護総合確保基金について、令和6年8月に、厚生労働省から36.6億円の追加積み立ての内示があった。

(参考:基金への積み立て状況)

#### 【基金計画】

R5年度～7年度の3年間で  
総額110億円の積立計画



#### 【R6.10月時点】

R5年度 36.6億円  
R6年度 36.6億円  
※積立額は単年度毎に協議

- 地域医療介護総合確保基金を活用できる期間について、これまで2025年度(令和7年度)とされていたところ、2026年度(令和8年度)まで1年延長された。

### 3. 11月要請の方向性について（案）

公立沖縄北部医療センターの整備等に係るこれまでの国の対応、残された課題等を踏まえ、整備協議会が一体となり、以下について国へ要請していく。

#### 【内閣府】

- 北部地域への安定的な医療提供体制を確保するための所要の財政措置
- 医師確保の中核施設として設置する「琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）」の取組に対する所要の財政措置
- 令和7年度の建設工事に対する沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の早期交付決定【新規】

#### 【厚生労働省】

- 今般の物価高騰等を踏まえた地域医療介護総合確保基金の更なる積み立てに係る所要の財政措置
- 地域医療介護総合確保基金の財政支援制度の更なる延長（2028年まで）
- 令和7年度の建設工事に対する沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の早期交付決定【新規】

# 要請スケジュールについて

R 6 年 3 月 28 日 整備協議会 要請書案の確認

6 月 4 日 第 1 回要請

8 月 6 日～7 日 第 2 回要請

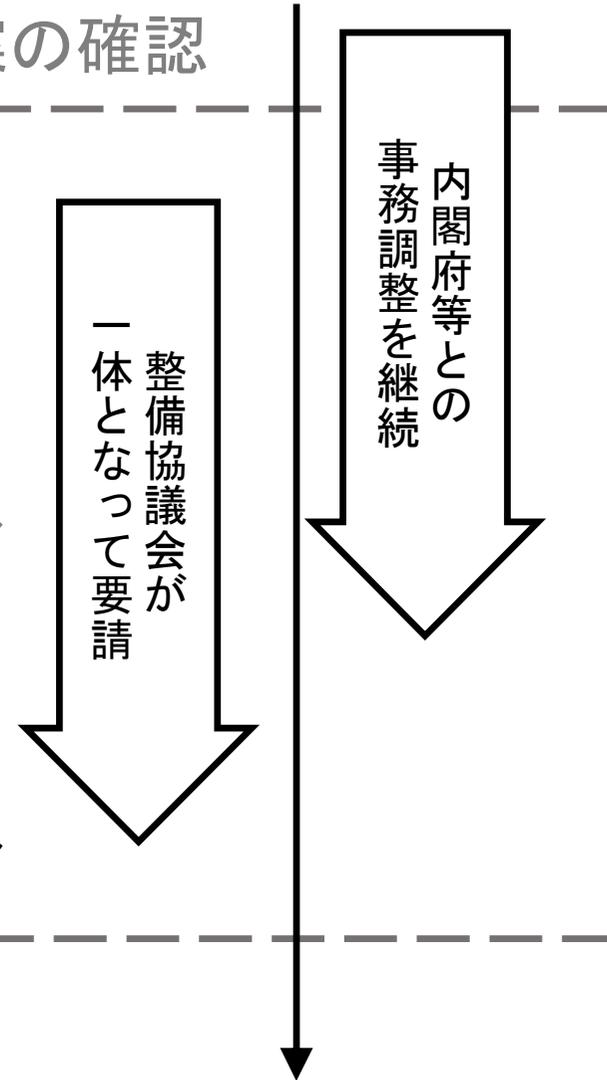
～ 令和 7 年度政府予算概算要求

11 月 第 3 回要請 (案)

※11/21～22の日程で要請予定

～ 令和 7 年度政府予算案決定

R 7 年度 本体工事着工



※ 要請日程は現時点のイメージであり、関係機関との調整の上、決定する見込み。